

奈良県知事 荒井 正吾 様  
奈良県教育長 吉田 育弘 様

奥熊野玉置の世界遺産を守る会 代表 原 秀雄  
術ミュージアム工学研究所 代表 梶井 喜孝  
森田樹木医事務所 代表 森田 由一

「玉置神社御神木の着生木伐採等について(回答)」に対する見解及び  
今後の世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理についての申し入れ(要望)

平成26年8月19日付(文書番号並びに“号外”の記載無し)で回答のありました表題の件について、当方の見解を述べさせていただきます。

率直な感想を申し上げますと、国際的文化観光都市である奈良県は、我が国が世界に誇る地方行政庁だと拝察しておりましたが、大変不誠実な、また正鵠を失した回答に失望している次第です。

さて、表題の件について、前回提出させていただきました詳細に噛み砕いた質問を、ご理解頂ける水準までさらに噛み砕くことはもはや不可能であり、また、頂きました回答は質問に対する応答として全く成立していない内容でしたが、今回は敢えてその回答に対する当方の見解を述べる形を以って、今後の世界遺産の保存管理についての申し入れとさせていただきます。

異論がありましたら、これに対する見解を速やか(10月6日(月)17:00迄 厳守)に表明するなどして下さい。異論の無い場合や、論点をはぐらかす見解である場合は、当方の見解を承服されたものと見なし、本案件に於ける双方概ねの最終共通認識とさせていただきます。なお、それを以って、世界遺産登録案件であることから、これまでの委細を“教訓事例”として広く発信させていただきます。

記

● 回答文書の真実性、不誠実さについて

- 回答文書は、『奈良県教育委員会行政文書管理規定』に違反していることから、私的に作成された文書である疑いが拭えず、また、どの回答も論点をはぐらかしたもので、真摯さを欠く大変不誠実なものである。

『奈良県教育委員会行政文書管理規定』では【第七条(記号及び番号) 次の各号に掲げる公文には、それぞれ当該各号に定めるところにより記号及び番号を付けなければならない。】とあり、【第四項(前略)…誤等又は教育機関等の長名等で施行するもののうち軽易なものについては、番号に代えて「号外」の文字を付けることができる。】とあることから、今回であれば、「教文 第〇〇〇号」と付されるか、「号外」の文字のどちらかが必ず付されていなければならない。したがって今回の回答文は、正式な事務処理を経た『公文書』とは言えず、私的に作成された文書と判断されても仕方のないものである。

この事は、回答受け取り時に「文書番号も公印も無いが、これは公文書なのか？」との口頭での問いに対しても、「公文書です」と答えるだけで、なぜ文書番号や“号外”の記載が無いのに公文書だと言えるかの返答は一切得られなかった。

また、記名についても、質問状は知事と教育長宛てで提出したにもかかわらず、教育委員会事務局文化財保存課長と、地域振興部文化振興課長からの回答であり、これについても、【第八条(公文の記名) 事務局における公文の記名は、…(中略)…軽易な文書については、教育次長名又は課長名等を用いることができる。】とあるが、そもそも回答期限から二週間も遅れた理由が、「質問が多岐に亘っていて大変だったの



で…」と言っていた訳であり、まして、今後の世界遺産保存管理の根幹に係わる重大な事案に対する外部からの全 26 ページ（総文字数約 35,000 字：添付資料含む）にもわたる質問書であることから、社会通念上、軽易な文書だとはとても言い難い。

さらには、【第二十二條（公印及び契印の押印）施行する文書…（中略）…には、公印を押し、決済を受けた起案文書と契印をもって割印しなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書には、公印及び契印の押印を省略することができる。】とあり、その各号の【二 県の機関以外にあてた文書のうち、次に掲げるものその他の軽易なもの】には、【ウ 資料に関する照会及び回答】とあるが、今回の質問は、何ら資料に関しての照会や回答を求めた訳ではないので、これには該当せず、これも単に“軽易なもの”として取り扱ったと考えられる。通常は、外部への、まして首長宛に対する質問の回答などの往復文書であれば、必ず記号及び番号が付され、公印及び契印が付されるのが一般的である。

したがって、回答文はこれらの規定に則ったものとは言えず、特に、最低限必ず付されるはずの“号外”の文字すら無いということは、何らかの意図で、教育委員会事務局文化財保存課長と、地域振興部文化振興課長によって私的に作成された“私文書”と判断されても当然である。また、34問の質問に対して僅か9項目の回答で、しかもその全てが質問の論点をはぐらかした回答であることから、世界遺産に対する真剣味と真摯さを欠いた大変不誠実な回答である。

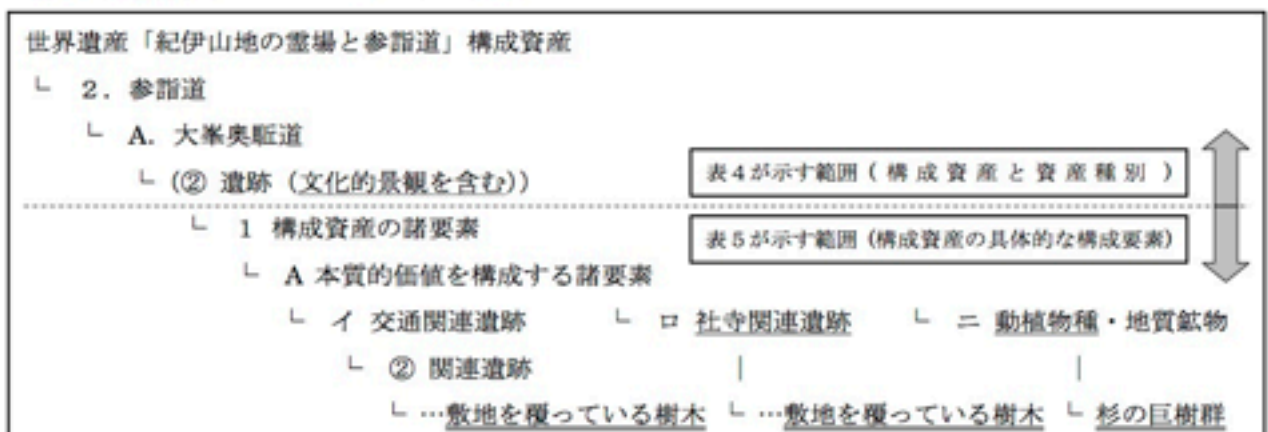
○ 質問(1)～(3)についての回答に対する見解

i-1) 玉置神社の「杉の巨樹群」は世界遺産の構成要素ではない。――

- 「杉の巨樹群」も「敷地を覆っている樹木」も、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の本質的価値を構成する『具体的な構成要素』欄に記載されており、紛れもない『構成要素』である。県は平然と嘘を回答し、主権者である県民を欺き、失態を隠蔽しようとする意図が垣間見える。以下詳細を述べる。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊2）（2005年度(H17年度)奈良県）11ページ～14ページ（添付の図2及び表4、表5）において、「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の本質的価値を構成する『具体的な構成要素』欄に、「杉の巨樹群」と記載されており、また、その「杉の巨樹群」に着生していた樹木は、「塵(なびき)…(中略)…それらの敷地を覆っている樹木など」や、「(前略)…玉置神社の各境内に存在する…(中略)…それらの敷地を覆っている樹木など」の記述に該当している。

表4と表5を解りやすく階層的に示すと下図の通りとなり、いずれも最も中核を成す「A 本質的価値を構成する諸要素」の一つであることが解る。





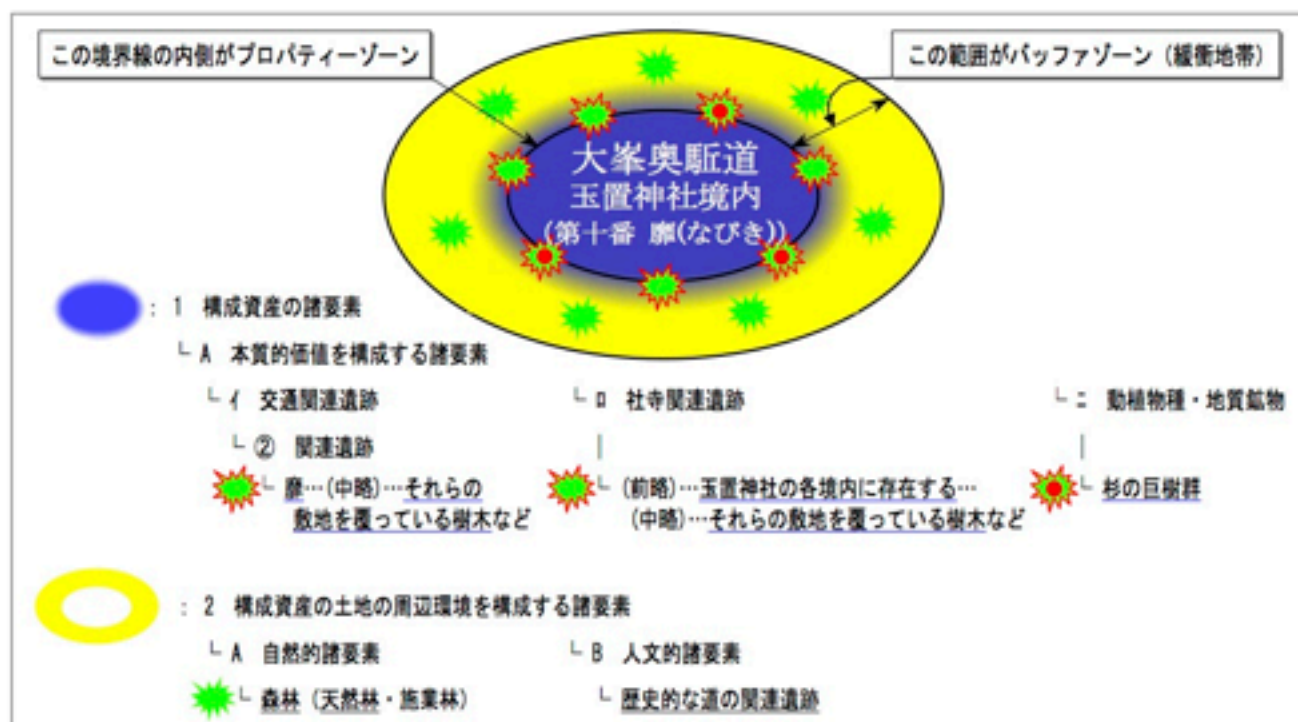
なお、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画に記載の指針等は、種々の関係する法令等の保護制度を包含するものであるため、関係する法令等における許可基準の、上位に位置するものである。

i-2) 神代杉が樹生(×→叢生?(できれば生育)と書くべき)している場所は、世界遺産のプロパティゾーンではなくバッファゾーン(緩衝地帯)である。その杉の木にある着生木の伐採は、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を与えるものではない。――

○ 「プロパティゾーン」および「バッファゾーン」のどちらに存在するものも、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の『具体的な構成要素』欄に記載があり、世界遺産の「顕著な普遍的価値」を守るための保存管理対象となっている。それらの最も中核を成す『A 本質的価値を構成する諸要素』である『杉の巨樹群』や『敷地を覆っている樹木』を「保存管理計画」に依らず現状変更することは、世界遺産の「顕著な普遍的価値」に影響を与える行為である。以下詳細。

神代杉が生えている部分は「バッファゾーン」であるが、そもそも、『杉の巨樹群』や『敷地を覆っている樹木』が「バッファゾーン(緩衝地帯)」に存在しながらも、保存管理計画表5における「具体的な構成要素」欄に記載があり、さらには「2 構成要素の土地の周辺環境を構成する諸要素」欄ではなく、構成要素の最も中核である、「1 構成資産の諸要素」の「A 本質的価値を構成する諸要素」欄に記載があるということ、また、保存管理計画には「緩衝地帯」という記述は見られるものの、「プロパティゾーン」や「バッファゾーン」という記述は無く、そもそも県が「=バッファゾーン」だと意図していると思われる「2 構成要素の土地の周辺環境を構成する諸要素」の保存管理も記載されている。このことから、これらのゾーニングは、保存管理対象か否かを区別するものでもなければ、顕著な普遍的価値に影響を与えるものか否かを判断する基準でもない。このことから、「1 構成資産の諸要素」の最も中核の構成要素の「A 本質的価値を構成する諸要素」である「杉の巨樹群」や「敷地を覆っている樹木」の伐採・除却は、世界遺産の顕著な普遍的価値に大いに影響を与えるものである。したがって、回答の論拠は全く成立せず、本回答も、現状変更許可における判断ミスを隠ぺいする意図か、もしくは本当に誤認識しているかのどちらかと思われる。以下、前項とも関連付けて、補足を述べる。

保存管理計画表5に、プロパティゾーン・バッファゾーンの概念を加えたイメージ図(着生木に関する項目のみ記載)





イメージ図にしてみると、「構成資産の諸要素」や「構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」と、「ブ  
ロパティーズゾーン」や「バッファゾーン（緩衝地帯）」とは、同一ではないことがよく解る。

また構成要素欄の記述が、「敷地に生えている樹木」ではなく、「敷地を覆っている樹木」と記述されてい  
ることから判断しても、そのことを意図していると言える。

また、奈良県保存管理計画にある「添付資料3 史跡等の保存管理基準表」では、全体の保存管理方針と  
しても、『原則として現状保存を図ること』とされており、現状変更の取扱い別でも、「木竹の植栽・伐採」（伐  
採：幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。（文化財保護法施行令より））については、いずれも  
「林業施業計画に基づいて実施する植栽又は伐採」以外は、『原則として許可しない』こととされている。す  
なわち、文化財保護条例などの規制法令単独では、許可が可能な行為であったとしても、世界遺産登録エリ  
アではそれ以外の観点も以って包括的に判断しなければならないということを保存管理計画が定めているの  
である。

そして、そもそも今回伐採された“着生木”は、信仰の対象であった訳であり、単なる天然記念物指定な  
どによる生物的観点からの問題だけではなく、「信仰」という、人文的観点においても、今回明らかにその信  
仰の対象を取り去ってしまった訳であるから、この「信仰そのもの」も棄損せしめた事となり、世界遺産の  
「顕著な普遍的価値」に明らかに影響を与える行為と言えるものである。以下詳細を述べる。

そもそも、「紀伊山地の霊場と参詣道」は、単なる「社寺と道」ではなく、あくまで「山岳信仰の霊場と山  
岳修行道」なのであって、それら『信仰』という人文的要素も含んだ自然と人間の営みによって形成された  
景観であるから「文化的景観を含む」として登録されているのである。

今回伐採された神代杉の着生木は、正に修験道に於ける“不殺生・不伐木”という文化を厳格に守り続け  
てきたが故に形成された景観であり、これまで神代杉と共生してきた着生木は、「八百万の神々の顕現」とし  
て、また「万物共生の象徴」として語られ崇拝されてきた。その証拠に、これまでも着生木を保ったまま、  
注連縄の張り替えが連続と繰り返されてきており、また、神楽殿裏にあった巨杉は、樹体に多くの“モチノ  
キ”を茂らせていたその様相からか、『生駒杉(おももちすぎ)』という神木名が付けられ奉られてきた事実（学  
術調査記録「十津川」332ページ）がある。また、玉置神社のホームページには、「3万平方メートルの玉置神  
社境内は、永らく聖域として伐採が禁じられていた…」と書かれている。

したがって、それら信仰の対象物を取り去ってしまうということは、紛れもなく『信仰』という人文的  
要素をも棄損せしめた事となり、誰の目から見ても、世界遺産の「顕著な普遍的価値」に影響を与える行為だ  
ったと言える。

i-3) 神代杉を含む県指定天然記念物「杉の巨樹群」は、巨樹である「杉」に対して希少性を認めて指定してお  
り、着生木に着目しているわけではない。――

- この、「天然記念物指定時の採用基準が、『巨樹』だったから、後から着生木が生えてきても関係ない。」  
とでも言う考えは、文化財保護の精神を根底から否定するものである。以下にその根拠を述べる。

『奈良県文化財保護条例』の根拠法『文化財保護法』における「昭和二十六年文化財保護委員会告示第  
二号」の「天然記念物指定基準」には、

『(九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木』

とあることから、着生木は、天然記念物における価値基準の一つとして認められ得るものということが解  
る。まして、若齢木の時点から着生草木が著しく発生している樹木など通常ない。したがって、神代杉に



において、天然記念物指定時（1959(S34)2.5 既にあった可能性があるが）の有無や適用した指定基準に関わらず、現在十箇所ほどにもなり、神代杉の樹幹を隠すほどにまでなっていた着生木は、天然記念物の重要な構成要素、もしくは将来的に重要な構成要素と成り得るものであることから、伐採除去すべきどころか、逆に、努めて保護すべきものであり、新たに(九)の基準も満たしていると判断される場合は、審議会等の然るべき手続きを以って指定基準の追加適用も本来考慮すべきものであったと言える。

これに関連する事は、三県協議会発行の、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道』の中（146 ページ）の『「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』（H15.1.10）にて、

(3) 生きている資産としての価値の継承にも十分配慮した保存管理を行うこと。

と、きちんと述べられている。このことから、県文化財保存課の考え方は、文化財の時間的経過による文化的価値の醸成をも根底から否定するものであり、文化財保護の精神を全く理解していないものである。

#### ○ 質問(4)～(5)についての回答に対する見解

ii-1) 県の樹木診断調査は、委託先の日本樹木医会所属の複数の樹木医による現地調査から作成されたものであり、樹勢回復につながる適切な診断結果と判断している。――

○ 「着生木が植物生理上どのような作用で神代杉に悪影響を与えていたか」という、今回の現状変更に係る許可判断において最も重要と思われる点が一切述べられていない。この致命的とも言える論点を欠いた診断調査報告のどこが“適切”なのか？「日本樹木医会所属の複数の樹木医による現地調査から作成されたものであるから適切」などという理由は、通常、一般社会では全く道理の通らないものである。以下に詳細を述べる。

「着生木が植物生理上どのような作用で神代杉に悪影響を与えていたか」という、今回の現状変更手続きにおいて最も重要な点が一切明らかにされていない。当方が調査した他の複数の専門家の見解では、「着生木は神代杉に直接悪影響を与えるものではない」とするものばかりだが、本案件の当事者は回答にもあるように責任の擦り付け合い（県→神社、樹木医会、神社→県、樹木医会、十津川村→半ば認める、樹木医会→？）に終始し、その全員が「着生木が神代杉に悪影響を与えていた」とする論拠を未だ全く述べておらず、責任の所在や、そもそも確たる根拠も無く「神代杉が衰退している」と言い出した人物が誰なのかさえも不明のままである。

また、この調査診断報告書には、調査を実施した担当者のおろか、記入欄があるにも関わらず、放事云われや禁忌(タブー)の有無、保護制度等の記載漏れや不備が非常に多く、世界遺産登録エリアやその構成要素ということ、文化・信仰に関しても一切の記載が見られず、もはやそういった多様な観点を以っての調査であったとは言えない。

また、7/18の奈良新聞朝刊にて、県文化財保存課長のコメントとして、「天然記念物のスギの樹勢回復が目的。…(中略)…神社として意見がまとまっていると疑わなかった」と述べられていたが、実際は、官司と責任役員3名が承知してだけで、他の7名の総代や氏子には一切諮られてさえもいなかった。また仮に神社としての意見がまとまっていた場合であっても、着生木を取り除く学術的根拠が一切述べられていない以上、このようなものは本来許可すべきではない。本来であれば、診断調査報告が提出された時点で、記載の不備等を指摘し、再調査を指示すべきである。

なお、学術調査記録『十津川』には、モチノキが著しく着生した御神木である「生駒杉(おいもちすぎ)」



に関する記述のほか、次の記載が見られる。

第八章 玉置山の植物 第一節 緒言 (三一四ページ)

「(前略) …玉置山の山頂付近は玉置神社の神域であって、此の地域では斧鉞(ふしん)を禁ぜられていたために、全国でも稀な巨杉群となり学術上貴重な存在となっている。… (後略)」

とあり、古くからこの玉置神社一帯は、“禁伐林”として木竹の伐採が禁ぜられていたことが判る。

このことから、正に「木を見て森を見ず」以下の調査報告であると言わざるを得ず、このようなずさんな調査報告がまかり通り、予算執行されたことは大きな問題である。

なお、この学術調査記録『十津川』は、当時の県教育長である 足立 浩 氏を調査団長に、当時の十津川村長である 後木 実 氏と県文化財専門審議会会長 小清水 卓二 氏の二名を副団長に「十津川村総合文化調査団」として編成、昭和34年8月1日から調査を開始し、昭和36年5月20日に十津川村が初版を発行したものである。また、昭和43年7月には、当時の十津川村長 玉置 直通 氏により、明治百年記念行事の一つとして再版されている。そして調査当時、事務局として編纂を担ったのが、県教育委員会事務局文化財保存課なのである。

すなわち、この度の着生木伐採の現状変更許可は、自分の前任者が遺した学術調査記録を、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画に則っても見返すことも無く、単に文化財保護条例の規則のみによって安易に判断したと結論付けられる。

なお、学術調査記録『十津川』の、後木 実 村長による巻頭の謝辞「発刊に際して」には、

「…私はこの計画が成功したことを、ひそかに誇りとすると共に、本書によって、郷土愛が更に助長され、将来これを基礎とし、或は指針として、ますます広く深く研究を進められることとなれば、甚だ幸とする次第である。」

という万感の想いと、後世への期待を綴って締めくくられている。(全文コピーを後に添付)

○ 質問(6)～(8)についての回答に対する見解

iii-1) 杉の樹勢回復を目的とした着生木の伐採は、奈良県文化財保護条例に基づく現状変更許可申請が必要な措置である。今回の玉置神社からの許可申請に対して、県教育委員会としては、杉の樹勢回復措置として適正であると判断し、許可している。――

- 世界遺産というのは、例えば仮に、文化財保護条例に則った現状変更許可が可能と判断できても、それ以外の自然環境保全条例などの関係法令や、過去の学術調査記録や歴史的事実を踏まえ、歴史上、学術上の価値の保存・継承を第一義とし、さらには利害関係者間の連携を以って判断しなければならない。県はその視点が完全に欠落している。以下詳細を述べる。

前項でも少し述べたが、世界遺産登録地における現状変更は、単に文化財保護条例だけで判断するのではなく、関係するすべての法令と、そしてそれ以前に、過去の学術調査記録や歴史的事実に基づき、歴史上、学術上の価値の保存・継承を第一義として判断しなければならぬ。そのためには、あらゆる管轄行政庁や関係住民と連携・協議を図らなければならず、そのために三県協議会が設置されているのである。したがって、上記の回答により、利害関係者間の綿密な連携・協議を経ず、主として文化財保護条例の定めるところのみによって現状変更許可判断をしたことがうかがえる。これらは、保存管理計画において下



記のように定められている。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画(分冊2)の32ページにおいて、

- 保存と復元に当たっては、発掘調査等の学術調査の結果を踏まえ、歴史的事実に基づき実施する。
- 人々の生活とともに継承されてきた道であることを踏まえ、歴史上、学術上の価値の保存・継承を第一義としつつ、歩行の安全性と利便性との調整に十分配慮した整備を行う。

とあり、また、保存管理計画と同時に三県協議会が発行した、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道』の140～142ページには、信仰などの“無形の文化遺産”の価値を測るための痕跡や、信仰の山の保存と管理における主な利害関係者とその重要性について、下記のように述べられている。

- ・ 信仰の山の中には物質的な文書資料または証拠を残すことが許されていないため、証拠が物理的な形態で存在しないものがある。
- ・ 信仰の山の中には、聖域とともに聖域を利用する人々も同時に保護するために、意図的に秘密にされているものがある
- ・ 信仰の山における自然環境と人間の有意義な関係に鑑み、主たる利害関係者間の協力が信仰の山の管理を行っていく上で非常に重要であることが認識された。ここでいう主な利害関係者とは、地域社会、地元の住民、所有者、管理者、守護者、宗教団体、巡礼者、関係当局などである。
- ・ 信仰の山の重要な遺産的価値を保存・管理するに当たり、地元住民の慣習が極めて重要な場合がある。

このことから、地域住民や、様々な関係者からの意見聴取や協議、学術記録がいかに重要であるかが理解できる。

ちなみに、ここでいう(世界遺産としての)利害関係者を具体的に挙げると、地域社会(青年会、子供会、老人クラブ、商工会、学校等)、地元の住民(村民、村議会、氏子等)、所有者(社寺、十津川村等)、管理者(十津川村)、守護者(ガイド、語り部、ボランティア、崇敬者等)、宗教団体(修験者団体、社寺等)、巡礼者(修験者、崇敬者、参拝者等)、関係当局(奈良県、文化庁、環境省等)。このようなところかと思われる。

#### ○ 質問(9)～(13)についての回答に対する見解

iv-1) 着生木の伐採は、奈良県自然環境保全条例施行規則第15条第5号ウ「森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること」に該当し、許可を要しない行為である。――

- 奈良県自然環境保全条例によると、『温帯性天然林 及び 杉の巨樹群』は具体的な保全対象となっているため、『温帯性天然林』の構成樹種である「リョウブ」を、しかも最も規制の厳しい「特別地区」内において伐採除却する行為は、明らかに本条例に違反するものである。そして、この回答もまた、保全対象である『温帯性天然林』の構成樹種で在来種である「リョウブ」が、どういった作用で森林の保育上支障をきたしていたかという学術的根拠が一切示されていないため、全く根拠のない逃げ口上と言わざるを得ない。

「都道府県自然環境保全地域内訳表」における、『玉置山自然環境保全地域：特別地区【奈良県自然環境保全条例】』の“保全対象”、及び“保全対象の具体的な内容その他備考等”において、

保全対象 — 『天然林』

- ↳ 保全対象の具体的な内容 — 『温帯性天然林 及び 杉の巨樹群』



とある。また、これに関するものとして、かつて県文化財保存課が編纂した学術調査記録『十津川』の332ページに次の記録がある。

(3)巨杉群落内の植物

神代杉や生籾(おいもち)杉等の巨杉下に生育する植物について、調査したのであるが、植物名を列挙すると、次の如きものがある。

木本類では、クロモジ・サワフタギ・ミカエリソウ・ニワトコ・シキミ・バライチゴ・コバネトネリコ・ウツギ・リュウブ・ノイバラ・アカマツ等が見られる。草本類では、ミヤマカタバミ・ミズタマソウ・モミジガサ・イナカギク・アキチョウジ・ユキノシタ・シュウメイギク等が生育している。

とあり、玉置山における『温帯性天然林』を構成する植物相の内、巨杉下であることから特に低木層について詳細に列記されている。つまり、これら天然林を構成する「リュウブ」を含む植物種は、県自然環境保全条例上においても、具体的な“保全対象”であるため、これを特定の天然記念物を守りたいが為に一方的に伐採除却することは、明らかに本条例に違反する行為である。

そして、そもそも県や神社は、「神代杉の樹勢回復が目的」と、そのみを声高に言っていたにもかかわらず、ここに来て新たに「森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること」などと言い出すのは、苦しい言い逃れでしかない。

なお、敢えて言えば、関係規制法令等の多い当該地に於いて、県の回答にある、条例施行規則第15条第5号ウ「森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること」が該当するとすれば、外来植物（特定外来生物や要注意外来生物）の駆除が当てはまるぐらいだと思われる。

○ 質問(14)についての回答に対する見解

v-1) 十津川村景観条例の適用については、奈良県は所管外である。――

- この、「所管外だから関係が無い」としてしまふ考えが、今回の事件を招いた原因の一つである。こういった、それぞれが自分の所管のみの一方的観点だけで世界遺産の構成要素である文化財の保存管理を行わないよう、そのために、保存管理計画にはあらゆる組織や住民が連携・協議して保存管理に携わらなければならない旨が定められているのである。

○ 質問(15)～(29)についての回答に対する見解

vi-1) 県の樹木調査診断は、委託先の日本樹木医会所属の複数の樹木医による現地調査から作成されたものであり、適切な診断結果と判断している。そのため、診断結果にある着生木の除去は、樹勢回復につながるものと判断している。――

- 質問(4)～(5)についての回答に対する見解と同じ。

vi-2) 今後の神代杉の樹勢回復の方法については、診断書の提案をもとに、神社内部での十分な協議を経て、最終的には所有者である玉置神社が判断すべきと考えている。――



- 致命的とも言える論点を欠いた、しかもその調査診断責任者の記名も無い診断書をもとに判断すべきではない。また、再三言うが、神代杉や他の巨杉は、単なる天然記念物ではなく、都道府県自然環境保全地域・特別地区としても保全対象とされている『温帯性天然林 及び 杉の巨樹群』であり、何より、着生木も含めて人々が信仰してきた『御神木』なのであるから、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録された構成資産の『具体的な構成要素』に含まれているのである。したがって、今回のような、世界遺産の「顕著な普遍的価値」に影響を与える可能性のある行為は、回答で言うような、神社内部だけの協議ではいけないのである。世界遺産の保存管理に際しては、構成資産の管理者である十津川村が、所有者である玉置神社や、監督者とも言うべき県、そして住民等も含めてあらゆる関係者と連携協議して、最終的に判断すべきである。

- 質問(30)についての回答に対する見解

vii-1) 今後も関係法令に基づき、適正に対応していく。――

- 「今後も」ではなく、「今後は」である。誰でも間違いはあるのだから、間違いを素直に認めて、反省に立って今後の教訓とするべきである。

- 質問(31)～(32)についての回答に対する見解

vii-1) 着生木の伐採行為は関連する法令に違反するものではない。――

- 文化財保護条例の条文だけを“単純に”見ると、そう言えるかもしれないが、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画には一切則っていないものである。また、自然環境保全条例には明らかに違反しており、本来ならば県は罰則規定に則り、然るべき措置を講ずるべきである。(詳細は前述及び前回提出の質問状のとおり)

- 質問(33)～(34)についての回答に対する見解

ix-1) 平成19年1月に、奈良、和歌山、三重の三県で作成した「世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画」の冊子を、関係市町村、県内大学図書館、公立図書館等に配布し周知に努めている。――

- 極々限られた部数の発行(何部発行であったかも隠しているようであるが)にもかかわらず、主要機関にただ置いてあるだけである。県立図書館に至っては、貸出対象となっていないため、百数十ページにおよぶ書籍をその場で閲覧するしかなく、また、行政発行の非売品であるため強いて言えば著作権が主権者にあるにも関わらず、図書館でのコピーも「3分の1以下のページに限る」と制限されており、到底広く一般に周知しているとは言えない。むしろ、広く知られては困るので隠し持っているかのようにも見える。主権者のために製作した非売品であることから、最低限、和歌山県のように PDF データで広く一般公開するべきである。

ix-2) これら、保存管理計画の実行により、適切な保護措置が取られていると考えており、今後も、保存管理計



- 保存管理計画に則った管理は、これまでほとんど実行されていない。その証拠に県は、『杉の巨樹群』や『敷地を覆っている樹木』が、世界遺産の『構成要素』であるという認識がなかった。これはほとんど周知されていなかった県民も含めてそうである。何度も言うが、「今後も」ではなく、「今後」である。

- 今後の世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の管理運営体制について

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画(分冊2)の33ページ～42ページにおいて、

- ・ 今後とも、三県協議会においては、少なくとも年1回以上の会議を開催し、遺産の保存管理状況について報告を行い、保存管理計画に定めた事項が徹底されるよう努めるとともに、保存管理に関する種々の問題が発生した場合には必要に応じて会議を開催するなど迅速かつ適切に対応できるよう運営する。  
また、三県協議会の結果は文化庁に報告し、必要に応じて関係省庁の機関とも協議を行い、円滑な意思疎通と情報共有に当たることとする。
- ・ 構成資産を適切に保存管理していくためには、行政機関内のみならず、所有者である社寺・地元住民・来訪者等との連携・協力が不可欠であり、日頃から構成資産に対する保護意識を啓発していくことが必要である。

とある。また、保存管理計画と同時に三県協議会が発行した、『世界遺産 紀伊山地の霊場と参詣道』の142ページには、信仰の山の保存と管理における主な利害関係者とその重要性について、そして150ページには管理運営のための人材育成及び組織づくりの推進について、次のように記載されている。

- ・ 信仰の山における自然環境と人間の有意義な関係に鑑み、主たる利害関係者間の協力が信仰の山の管理を行っていく上で非常に重要であることが認識された。ここでいう主な利害関係者とは、地域社会、地元の住民、所有者、管理者、守護者、宗教団体、巡礼者、関係当局などである。
- ・ 信仰の山の重要な遺産的価値を保存・管理するに当たり、地元住民の慣習が極めて重要な場合がある。
- ・ 史跡等の適切な公開活用及び管理運営の諸事業に対する地域住民の主体的な参加を促すために、管理団体が中心となって人材の育成と組織づくりに努めること。

- さいごに

以上の見解と、これまでの質問状および各種添付資料が意図するところを以って、今後の、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理についての申し入れとさせていただきます。

また、敢えてこれらの見解をまとめて改めて述べることはしないでおりますので、これらの見解を“包括的”に捉えて今後の判断の参考としていただければ幸いです。

なお、今回の見解及び申し入れに際しては、不躰な表現部分も多々あったかと思いますが、これも県民の世界遺産に対する意識の向上と、適正な保存管理を願っての熱い気持ちの現れと、ご理解いただきたく存じます。

そして、添付資料には、当会の主旨に賛同し、署名してくださった多くの方々の世界遺産に対する想いのこもったメッセージも添付させていただきます。



表4 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況

構成資産		条約上の資産種別						
		①記念工作物			②遺跡（文化的景観を含む）			
資産エリア	記号	名称	国宝	重要文化財	国内法上の指定状況 (参考)所在範囲 の土地指定状況	史跡	名勝	天然記念物
1. 吉野・大峯	A	吉野山	—	—	—	—	—	—
	B	吉野水分神社	—	・吉野水分神社（本殿・拝殿・幣殿・楼門・回廊）	史跡及び名勝	・吉野山	—	—
	C	金峯神社	—	—	—	・大峯奥駆道	—	—
	D	金峯山寺	・金峯山寺本堂 ・金峯山寺二王門	・金峯山寺銅鳥居	史跡及び名勝	・吉野山	—	—
	E	吉水神社	—	・吉水神社書院	史跡及び名勝	—	—	—
	F	大峰山寺	—	・大峰山寺本堂	史跡	・大峰山寺境内	—	—
2. 参詣道	A	大峯奥駆道	—	・玉置神社社務所及び台所	史跡	・大峯奥駆道	—	・仏経岳原始林 ・オオヤマレンゲ自生地
	B	熊野参詣道 小辺路	—	—	史跡	・熊野参詣道	—	—
■国内法上の指定文化財数			2件	5件		史跡（3件）、史跡及び名勝（1件）、 天然記念物（2件）		
■登録資産数				7件			6件	

登録資産エリアのうち、1A～F、2Aの一部は吉野熊野国立公園内に含まれる。また、登録資産エリアのうち、2Bの一部は高野熊野神国定公園に含まれる。



表5 「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素

構成要素	具体的な構成要素
1 構成資産の諸要素	
A 本質的価値を構成する諸要素	
イ 交通関連遺跡 ①歴史的な道 ②関連遺跡  ロ 社寺関連遺跡   ハ 自然的名勝地 ニ 動植物種・地質鉱物	大峯奥駈道及び熊野参詣道小辺路の道本体、石畳、排水路、地下に埋蔵されている遺跡など 驛・宿跡・茶屋・茶屋跡に存在する祠などの木造又は石造の歴史的な建築物及び工作物、石仏を含む岩窟、地下に埋蔵されている遺跡、及びそれらの敷地を覆っている樹木など 吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峰山寺・玉置神社の各境内に存在する木造又は石造の歴史的な建築物及び工作物、人工的に造成された地形や地割を構成する石垣などの工作物、地下に埋蔵されている遺跡、及びそれらの敷地を覆っている樹木など 吉野山のシロヤマザクラ オオヤマレンゲ自生地のおオヤマレンゲ、仏経岳原始林のシラビソ、杉の巨樹群
B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	
イ 交通関連遺跡 ロ 社寺関連遺跡 ハ 自然的名勝地 ニ 動植物種・地質鉱物	木製階段、舗装道路、工作物、電線等 社務所、手洗い場、防災設備等 旅館、休憩所、案内板、民家、広告塔等 案内板、防護柵等
2 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素	
A 自然的要素	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の地形(山岳・丘陵・河川等)</li> <li>・森林(天然林・施業林)</li> </ul>	
B 人文的要素	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な道の関連遺跡</li> <li>・道路とその関連施設</li> <li>・その他の人工物</li> </ul>	



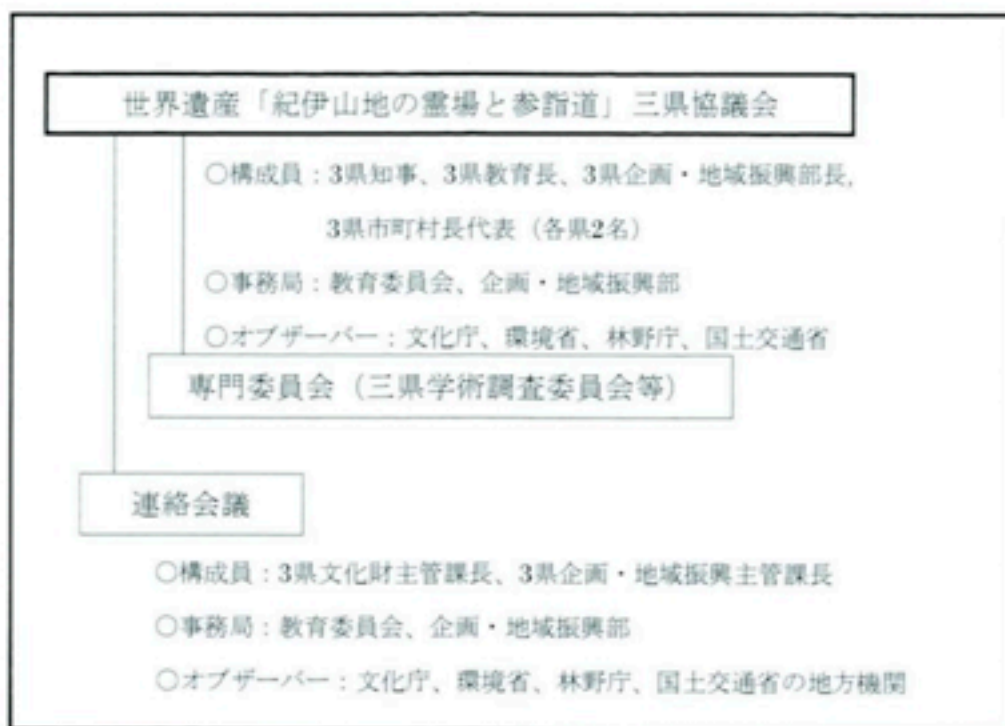


図3 「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る組織・運営体制

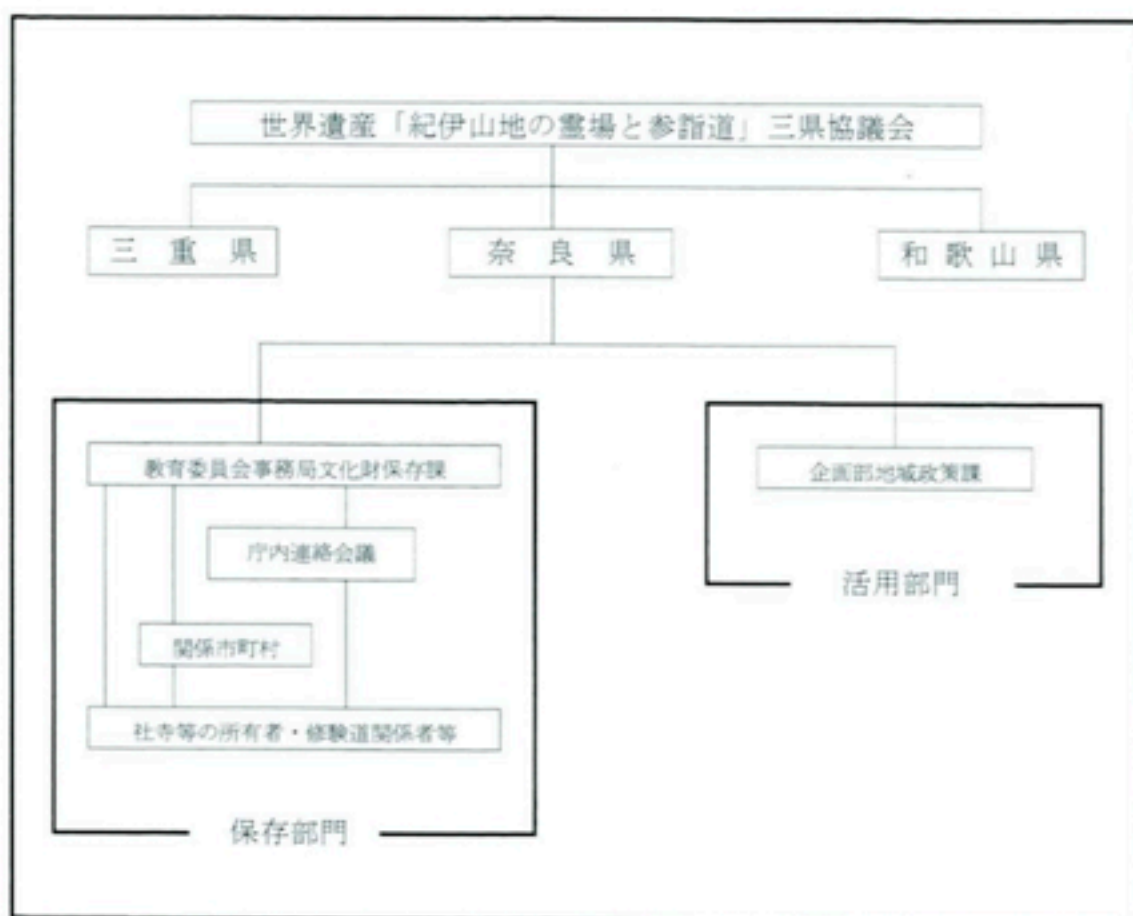


図4 「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る組織・運営体制（奈良県）

## 添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

### 1 「人類の遺産」をみんなで守ります。

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産のすばらしさを、みんなの力で末永く後世へ伝えましょう。

### 2 いにしえからの祈りの心をたどります。

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

### 3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます。

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

### 4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします。

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

### 5 計画と装備を万全に、ゆとりを持って歩きます。

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

### 6 道からはずれないようにします。

道をはずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

### 7 火の用心をこころがけます。

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いは十分注意しましょう。

### 8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします。

地域の人たちが古くから守り続けた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。





## 発刊に際して

わが十津川村は、奈良県の約五分之一を占める大村でありながら、山崎しく、谷深く、しかも都市と遠く隔絶されているがために、近代文明の圏外に置かれること久しいものがあつた。またこのような環境の中にあつて育まれて来た歴史や伝統は、その古さと共に特異的な性格をもつて今日まで持続されて来たのである。

ところが、ここ数年來、総合開発という大事業が当村を中心として活発に推進され、山河の面目は一新されようとしている。従つて幾十年來にわたつて伝承されて来た十津川村固有の文化も、新しい文化を吸収して大きな変容を遂げつつあり、古いものは次第に忘れ去られようとしているのである。

およそ何人も自らの郷土を愛さないものはない。それ故に郷土に関する印象は深く、郷土と共に生きて来た過去はとりわけて懐かしいものである。けれども人の記憶は無限ではなく、時の経過に従つて稀薄となり、ついには忘却に至るのが普通である。人の記憶を永久ならしめるには記録による他ないことは申すまでもない。しかもこの様な村のげしき移り変りの時期において、村の歩んで来た道を、正しい記録にとどめて置くことは、当代のわれわれに課された責務であり、これを果すことは、当村をして今日あらしめた偉大な先人に対する報恩感謝の発露であると信ずる。

当村における村史の編纂は、過去において幾度も計画され、これに投じた資も決して少ないものではなかつた。

しかし不幸にして完成を見たものは極めて少なく、それとても、広い視野と総合的見地によつたものではなかつた。

私はつねに総合的な村史の完成を企圖していたのであるが、総合開発事業が終末に近づくつゝある今日、これを記念するためにも、村史の編纂は急務であると考え、過去における失敗例なども検討した結果、従來の方法を改めて、総合学術文化調査を奈良県教育委員会に委嘱したのである。

この調査は昭和三十四年八月に、専門の諸先生方によつて一斉に行はれ、その後屢々補足的調査もありました。が、何分広域にわたる当村を、しかも短時間で完全に行なうことは到底至難である。然るに諸先生方の御熱意と奈良県教委の周到な御配慮によつて、従來にその比を見ない立派な結果を得て、ここに「十津川文化叢書」として公刊を見ることとなつたのは、まことに欣快の至であつて、関係者の方々に厚く感謝の意を表してやまない。

調査に当られた先生方は、いづれも「十津川村を完全無欠に記述したものではない」と述べて居られますが、私はこの計画が成功したことを、ひそかに誇りとすると共に、本書によつて、郷土愛が更に助長され、將來これを基礎とし、或は指針として、ますます広く深く研究を進められることとなれば、甚だ幸とする次第である。

昭和三十六年五月

十津川村長 佐木 亮



奈良県より示された

「玉置神社御神木の着生木の伐採等について（回答）」に対する検証（その1）

同回答によると、

○質問（1）～（3）について

【回答】

玉置神社の「杉の巨樹群」は世界遺産の構成要素ではない。また、神代杉が樹生している場所は、世界遺産のプロパティゾーンではなく、バッファゾーン（緩衝地帯）である。その杉の木にある着生木の伐採は、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を与えるものではない。

神代杉を含む県指定天然記念物「杉の巨樹群」は、巨樹である「杉」に対して希少性を認めて指定しており、着生木に着目している訳ではない。

と述べている。

だが、この回答については次のような点で誤った解釈をしている。

つまり、奈良県文化財保存課の回答では、奈良県保存管理計画（分冊2）14ページの表5「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素において、「杉の巨樹群」が具体的な構成要素として記載しており、間違いなく神代杉は構成要素である事が分かる。

県がそのように主張している理由として考えられるのが、次に記載している

また、神代杉が樹生している場所は、世界遺産のプロパティゾーンではなく、バッファゾーン（緩衝地帯）である。

という認識に基づいていると考えられる。

しかし、当該神代杉が、世界遺産のバッファゾーンであれ、プロパティゾーンであれ、樹生している場所により左右されるものではないという事は、2003年に提出されている

世界遺産一覧表記載推薦書の 2) 文化的景観の真実性及び完全性の10ページにおいて、

また、紀伊山地は伝統的に林業の盛んな地域であり、線状にのびる参詣の道や川に沿って展開する森林の多くはスギやヒノキを中心とする人工林となっている。これらの森林において長年継続されてきた林業は、信仰の山の経済的基盤ともなってきた重要な地場産業であり、人工林の景観は参詣の道や川とともに信仰の山の文化的景観を構成する重要な要素となっている。それらの地域は推薦資産の緩衝地帯に含まれ適切な管理が行なわれていることから、推薦資産と一体となった緩衝地帯の全域において、文化的景観に関する完全性の条件は十分に保持されている。

と記されている事で理解できる。



つまり、バッファゾーン（緩衝地帯）とプロパティゾーンとが共に「文化的景観」を構成するための関係性にあり、両ゾーンの関係性によって文化的景観が形成される重要な要素であると述べられている。

また、それぞれのエリアがそれぞれを補完し合う関係性を示す言葉であるにも拘らず、奈良県保存管理計画（分冊2）や世界遺産一覧表記載推薦書などの公的な文書では使われていない「プロパティゾーン」や「バッファゾーン」といった言葉を、『「玉置神社御神木の着生木の伐採について（回答）」という公式文書（と主張している）の中であえて使った事からは、樹生している位置によって資産としての性質が変わるように装い、本来の用語の意味を故意にねじ曲げて「神代杉は構成要素ではない」、あるいは「着生木の伐採は、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を与えるものではない。」という説明内容を補強し、着生木伐採への影響を少なく見せようという意図さえ感じる。

次に、回答において

その杉の木にある着生木の伐採は、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響を与えるものではない。

としている点については、顕著な普遍的価値をどのように理解するかによって今回の事案に対する評価が大きく異なってくると考えられる。世界遺産条約では「顕著な普遍的価値」自体については定義されていないものの、その証明のために要請されるのが、10項目からなる世界遺産登録基準のいずれか一つ以上を満たすことであるといわれている。

つまり、世界遺産登録の基準を損なう行為を行なった場合に「世界遺産の顕著な普遍的価値」を損なったと考えられる訳である。

そこで今回の着生木伐採を考えた場合は、世界遺産一覧表記載推薦書 10ページにある

## 2 登録の価値証明

### d) 該当する資産の種別と価値基準への適合性の証明

に於ける価値基準 C(ii)では

・・・(中略)・・・「吉野・大峯」、「熊野三山」には、日本古来の自然崇拜と仏教とが融合して作成された神仏習合の宗教観に基づいて、仏教寺院建築と独特の様式を持つ神社建築が群として遺され、深い常緑樹叢に覆われた山岳景観とともに霊場における顕著な文化的景観を形成している。このような形態は参詣道を通じて日本の各地にもたらされ、地方霊場の形成にあたったモデルともなった。

と記されている。

また、C(vi)では、

推薦資産を構成するここの記念工作物及び遺跡は、神道及び仏教、その融合の過程で生まれた山岳信仰である修験道など独特の信仰形態の特質を表す顕著な事例であり、山岳地帯に所在する行場などの神聖性の高い自然物又は自然の地域は、信仰に関連する独特の文化的景観を形成している。・・・(中略)・・・加えて、これらの地域では、いまもなお「山伏」などの多くの



行者や寺院の僧などによる修行及び宗教儀礼が活発に行なわれているほか、一般の人々による参詣も継続的に行われており、日本国民の精神の中に資産が活かされ、文化として生き続けている。

このような神聖性の高い自然物又は自然の地域とその要素をなす人工林の地域、及びそこにおいて継続的に行なわれている宗教儀礼や祝祭などは、信仰の山の文化的景観を構成する有形・無形の諸要素として優秀かつ多様であり、日本を含む東アジア地域における同種資産の中でも模範例として顕著な価値を有するものである。

と記載されている。

神代杉は、このような地域にある自然物であり、たとえ着生木であっても神代杉本体とともに御神木として注連縄をしつつ奉られ、玉置神社に於ける信仰の対象となっている神代杉着生木の伐採は、これら2項目の登録基準を毀損した行為であると判断でき、結果的に世界遺産の「顕著な普遍的価値」に影響を与えたものと言える。

因に、例え着生木であったとしても伐採したという行為は、文化的景観を損ねる行為であると判断される証左としては、世界遺産一覧表記載推薦書の9ページ下段

2) 文化的景観の真実性及び完全性 の項において、

遺産種別の遺跡に属するものの中でも、信仰の山の文化的景観の構成要素は、各社寺境内に遺存する歴史的建造物及び石塔婆などの建築的構造的な遺構や、参詣の道及び川とそれに沿って所在する宗教関連等の遺構のほか、深遠なる常緑樹叢及び峻厳なる岩塊に覆われた山、山肌には露出する特定の巨岩及び水量豊かな滝、巨大な老木等の自然物又は自然の地域など、歴史的に神聖性が極めて高いと認識されてきた多様な「場所 (sacred place) からなる。このような神聖性の高い「場所」では、神道、仏教、修験道などに関連する各種の宗教的な儀礼や行業、祝祭に関する行為等が今なお継続的に行なわれており、「場所」の有形的な諸要素とその性質のみならず、各々の「場所」で行なわれる無形の諸要素とその性質に関する真実性は極めて高い。

と記載されている通り、御神木である神代杉着生木の伐採によって樹形が著しく損なわれた事は、神聖性を侵すと共に著しく毀損する行為であり、この面からも歴史的・文化的価値を低下させ、結果として文化的景観を損ねた行為であると判断できる。

尚且つ、神代杉着生木伐採による樹形の変化は、神代杉本体の樹勢回復のためという単なる生物学的な判断のみによる伐採であり、結果として御神木としての神聖性を侵す事によって質的改変をももたらした。

奈良県保存管理計画（分冊2）によれば、現状変更等の考え方を、

A. 現状変更

A-1 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、指定された史跡等を構成する諸要素の現状に対して、形態上又は質的になんらかの改変をもたらす全ての行為である。

としている通り、神代杉着生木の伐採は、神代杉の御神木としての樹木の形態及び質的な改変を行なったものであると言える。



つまり本事案は、奈良県保存管理計画（分冊2）38ページに於いて現状変更が許可できない事項とされている

4 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日庁保記第226号文化庁次長通知）の共通事項

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることが出来ない。

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合  
という項目にも触れる行為である。

このような着生木伐採という作業の決定が、管理者である神社（宮司）側と樹木調査診断の委託先である日本樹木医会所属の複数の樹木医からの報告書により、問題がないと判断したと述べている。

また、「質問（4）～（5）について」の回答で明記している様に、着生木の伐採を神代杉の樹勢回復につながる適切な処置としているが、結果としてはこれまで述べた通り、着生木の伐採は、『「質的改変」や「景観又は価値を著しく減じる」』という文化的側面への影響を見逃した判断だと言える。

県指定天然記念物の改変に関わる許認可権限を持つ県・文化財保存課としては、天然記念物であると同時に信仰の対象でもある神代杉の着生木伐採にあたっては、歴史的・文化的側面をも考慮しつつ、当事者からの意向と共に他の氏子や崇敬者等の意見にも耳を傾けなければならなかった事案であると言える。

しかし、県・文化財保存課は、着生木伐採という行為が、資産の「質的改変」をもたらし、その価値に影響を与えるかどうかの判断基準のひとつとなる日本樹木医会からの報告書には、故事・いわれ等の記入漏れがあり、判断基準になり得る項目に対する再調査を求めずに、そのまま受理したことは軽卒な判断であったと言わざるを得ない。

未記載を確認した時点で再調査を指示し、再度提出させるべきであったと言え、この面でも判断を誤っている。

もし、県・文化財保存課において『「神代杉のみが御神木であり、着生木はそれにあたらぬ。従って伐採によって「質的改変」や「景観又は価値を著しく減じる」事は無い』と主張した場合は、法令で定められた「信教の自由」や「政教分離の原則」を侵し、修験道などの宗教的価値観に介入した事になり、ある意味では、また別な問題が発生してくると言える。

尚且つ、事業実施前に、崇敬者からの事業中止の要請があったり、着生木（ヤドリギ）そのものは神代杉本体には影響を及ぼさないという専門家の意見を紹介するファックスが



## (参考 1-5)

送られてきた事、あるいは、樹勢を回復させる為の別提案なども一切考慮せず、反対者に連絡をする事なく伐採に至っている。

本来中立的立場に立たなければならない行政が、申請者の意向と不完全な報告書を是とし、一般市民である崇敬者の意見を無視し、確認すら怠った事は、中立であるべき行政ではあってはならない行為が行なわれたと断ぜざるを得ない。

奈良県より示された

「玉置神社御神木の着生木の伐採等について(回答)」に対する検証(その2)

同回答によると、

○質問(4)～(5)について 及び○質問(6)～(8)について、や ○質問(9)～(13)について

などの各項目に於いて、着生木の伐採に対しては正当な判断の元になされた事業である旨の主張をされているが、そもそも、世界遺産に登録され、保存管理計画が作成された平成17年度以降に於いては、保全を図る為の事業や日常の管理及び復旧事業が優先されるべきであったし、本事案の様に樹勢を回復させる事業を行なおうとした昨年時点、既に日常の保存管理計画が正しく実行されていなかったと考えられる。

事実、三県協議会により作成された『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』の10ページ ニ 動植物種・地質鉱物 ③ 樹木の項には、

神社等の境内に生育する単木又は並木等の古木については、踏圧による土壌硬化などの生育環境の悪化が起きないように十分な注意を払い、定期的な経過観察の元に樹勢の変化を的確に把握出来る様にする。・・・(後略)・・・

と示されている様に、玉置神社の常立杉や磐余杉などの天然記念物「杉の巨樹群」の根元を通る通路(神社の台所から駐車場に至る道)が設定されているのは、踏圧による土壌硬化を引き起こし、樹木を衰退させる原因となっている。

また、神代杉に於いても同じ様に下の参道がある事によって心ない参拝者が根元を踏み荒らし、盛り土を崩して樹勢を衰退させる行為を許している。

世界遺産に登録される以前はともかく、三県協議会の「包括的な保存管理計画」や、各専門分野の学識経験者により「奈良県保存管理計画」が作成された時点で、神代杉を初めとした巨樹群の樹勢が衰える危険性は十分予見できたはずである。

しかし、現実には、根元を踏み荒らすに等しい通路を造り、記念撮影と称して根元まで参拝者を引き入れ、結果、衰退を招いたと称して「着生木伐採による樹勢回復を行なう」という神社サイドの無責任な管理・運営が行われてきた。

学識経験者により「奈良県保存管理計画」が策定され、その中には前述した様に踏圧による生育環境の悪化なども明記されているとおり、これらの計画書の内容が良く理解され、改善策が執られておれば、樹勢が衰える事は防げた可能性も考えられる訳であり、言わば、これまでは本末転倒の管理が行なわれてきた結果により生じた「人災」ではなかったのだろうか。

「包括的な保存管理計画」や「奈良県保存管理計画」が作成された時点(10年前)で、地元管理者である十津川村や神社等とともに現状調査を行い、計画書に則った管理のあり



## (参考 1-7)

方を見据え、これまでの玉置神社への参拝径路や運営方法を再検討するとともに、文化的景観としての境内や参詣道の保全整備事業を実施しても良かったのではないだろうか。

今後は、官民一体となって、重要文化財である玉置神社そのものの整備、崩れたままの野づら積みの石垣や石畳の参詣道を復旧・整備し、構成資産としての大峯奥駈道である本宮辻からの参詣道を歩きながら体感して戴くと共に、杉木立に囲まれた玉置神社周辺の文化的景観のすばらしさを実感してもらい、「歩きたくなる参詣道」、「幽玄な佇まいの玉置神社」として参拝や観光に訪れる方々に体感・認識して戴く事が、世界文化遺産としてのすばらしさを後世に継承しつつ、秩序ある観光資源として地域の活性化に繋がる「保全と活用」ではないかと考える次第です。

構成資産から具体的な構成要素 (神代杉) への用語変換図(その1)

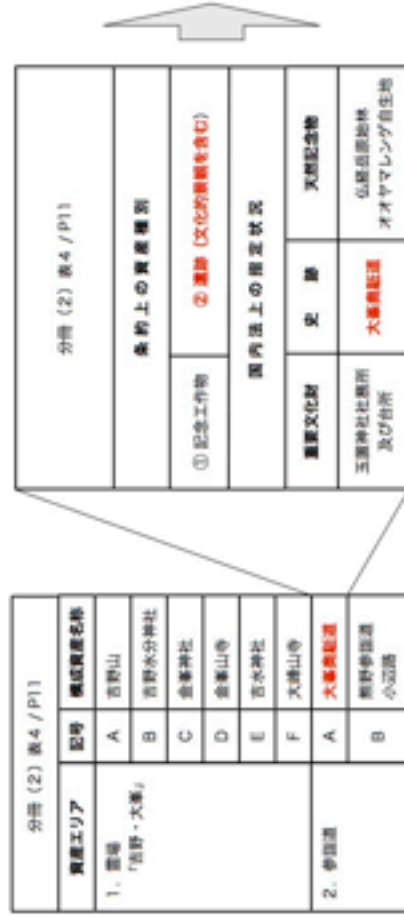


図. B 表4. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産名称と条約上の資産種別及び国内法上の指定状況 (部分)

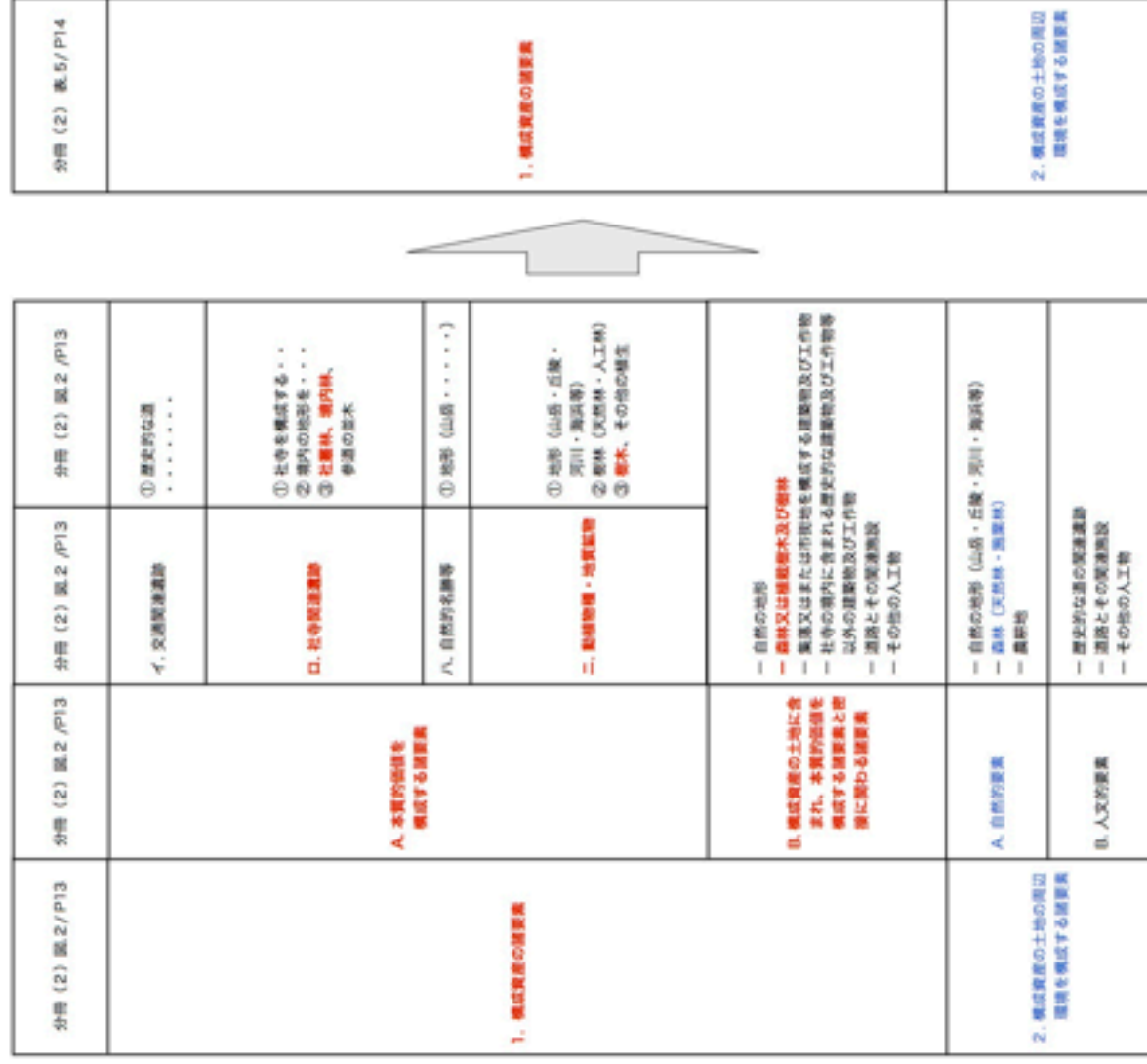


図. C. 世界遺産の構成要素である史跡等とその周辺環境の構成要素 (一部)。P13の地形記述を編纂

	「紀伊山地の霊場と参詣道」の 世界遺産登録基準	世界遺産登録基準
○登録基準 (i)	紀伊山地の文化的景観を構成する記念物と遺跡は、東アジアにおける宗教文化の交流と発展を示す神道と仏教との比較にならない組合の所産である。	建築、科学技術、記念物、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
○登録基準 (ii)	紀伊山地の神社と寺院は、それらに関連する宗教遺跡とともに、1,000年以上にわたる日本の宗教文化の発展を示す貴重な証拠である。	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を代表する物証として顕著な存在 (少なくとも顕著な存在) である。
○登録基準 (iv)	紀伊山地は、日本の多くの地域における神社や寺院の発展に深遠なる影響を与えた (寺社建築及び寺社建築の) 独特の形式を生み出す背景となった。	歴史上の重要な役割を担った建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
○登録基準 (vi)	同時に、紀伊山地の遺跡と森林景観は、1,200年以上の期間にわたって、系統的かつ断片はらずれて良好に記録された信仰の山の伝統を反映している。	顕著な普遍的価値を有する出来事 (行事)、生活文化伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的 作品と直接または実質的関連がある (この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

図. A. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録基準対比表 (作成)



構成資産から具体的な構成要素(神代杉)への用語変換変遷図(その2)

分冊 (2) 表.5/P14	分冊 (2) 表.5/P14	分冊 (2) 表.5/P14
	構成要素	具体的な構成要素
	イ. 交通関連施設 ① 歴史的な道 ② 関連施設	大妻奥街道及び熊野参詣道 . . . . .
	ロ. 社会関連施設	吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大講山寺・玉置神社の各境内に存在する水道又は石造の歴史的な建築物及び工作物、人工的に造成された地形や地帯を構成する石造などの工作物、地下に埋蔵されている遺跡、及びそれらの敷地を覆っている樹木など
A. 本質的価値を構成する資産	ハ. 自然的名勝等	吉野山のシロヤマザクラ
1. 構成資産の要素	ニ. 動植物種・地質鉱物	オオヤマレンゲ自生地、オオヤマレンゲ、仏眼岳原始林のシラビソ、杉の巨樹群
	イ. 交通関連施設	木製階段、舗装道路、工作物、電線等
B. 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する資産と密接に関わる要素	ロ. 社会関連施設	社殿内、手洗い場、防災設備等
	ハ. 自然的名勝等	熊野、休憩所、案内板、長矛、広告塔等
	ニ. 動植物種・地質鉱物	案内板、防護柵等
A. 自然的要害	・ 自然の地形 (山岳・丘陵・河川等) ・ 森林 (天然林・人工林)	
B. 人工的要害	・ 歴史的な道の関連施設 ・ 道路とその関連施設 ・ その他の人工物	
2. 構成資産の土地の周辺環境を構成する要素		

図. D 「紀伊山地の遺囑と参詣道」の構成資産及びその周辺環境の構成要素(抜粋)

分冊 (2) 本文/P15~25
具体的な構成要素 (本文の説明)
① 歴史的な道 . . . . . ② 関連施設 . . . . .
① 吉野水分神社 . . . . . ② 金峯神社 . . . . . . . . . . ⑤ 玉置神社 < P20 > 【玉置神社境内】 玉置神社境内は、 . . . (中略) . . . 境内には . . . (中略) . . . さらに、奈良県が天然記念物に指定している杉の巨樹群も存在し、樹齢3,000年とも伝える神代杉などの古木もそそり立っている。
① 吉野山 . . . . .
① オオヤマレンゲ自生地 . . . . . ② 仏眼岳原始林 . . . . . ③ 杉の巨樹群 < P22, 23 > 玉置神社境内には全国的に類のない杉の巨樹群が多量群生し、奈良県の天然記念物に指定されている。その主なものを挙げると、「神代杉」(目通り8.4m、高さ28m)・「常立杉」(目通り10m、高さ38m)・「熊倉杉」(目通り8.75m、高さ40m)・「溝杉」(目通り7.8m、高さ38m)・「大杉」(目通り10.3m、高さ50m)などである。
大妻奥街道、熊野参詣道小辺路の . . . . .
各社寺ともに、社殿内、休憩所、灯籠、休憩所、手洗い場、解説板、防災設備、トイレなどがあるほか . . . . . として、境内地にスギやヒノキなどの樹木が存在しており、自然的・文化的景観を成している . . . . .
吉野山は本題として名高く、 . . . . .
各々の天然記念物の概要を説明する解説版等がある。
① 大妻奥街道 . . . . . ② 熊野参詣道 小辺路 . . . . . ③ 大講山寺境内 . . . . . ④ 吉野山 . . . . .
① 大妻奥街道 . . . . . ② 熊野参詣道 小辺路 . . . . . ③ 大講山寺境内 . . . . . ④ 吉野山 . . . . .

図. E 奈良県保存管理計画 分冊 (2) - 本文(抜粋)

### 構成資産から具体的な構成要素（神代杉）への用語変換図(その1、その2)について

この用語変換図は、奈良県より示された「玉置神社御神木の着生木の伐採等について（回答）」の「○質問（1）～（3）についての回答」に対する反証として、神代杉が「緩衝地帯に樹生している事が、世界遺産の構成要素には該当しない」理由にはならない、という事を示す目的でこの用語変換図を作成した。

その為に、三県協議会の「保存管理計画」や「奈良県保存管理計画（分冊2）」で使われている「表や図」、並びに「本文の解説」に使われている文言がどのように変換されているか、という事を追いながら説明したものである。

#### □ 用語変換図の説明

図. A) で示された4点の登録基準に沿って世界遺産に相当する構成資産が選定され、図. B) では条約上の資産種別と史跡「大峯奥駈道」が国内法上の指定状況の中で示されている。

また、三重県、奈良県、和歌山県の三県協議会により作成された保存管理計画の第3章（5ページ）「保存と管理」の項の冒頭に於いて

世界遺産の範囲が広域に展開し、構成資産がきわめて多岐にわたることから、第一に世界遺産の全体について包括的な保存管理の基本方針及び方法について定め、それらを各構成資産の規模・性質・立地条件に合わせて個別の構成資産の保存管理の方針及び方法へ具体化することとする。

と示されており、それをまとめたものが「奈良県保存管理計画（分冊2）」の13ページの「図2 世界遺産の構成要素である史跡等とその周辺環境の構成要素」の樹形図であり、その樹形図から一部抜粋して作成したものが図. C) である。

ここでは、県の回答にある「プロパティゾーン」としている「1. 構成資産の諸要素」と「バッファゾーン」にあたる「2. 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」とに分割してその具体的な構成要素を示した。

図. D) に於いては、「杉の巨樹群」が「1. 構成資産の諸要素」に含まれ、構成要素としての「ロ. 社寺関連遺跡」や「二. 動植物種・地質鉱物」に含まれた具体的な構成要素に相当している事が理解できる。

また、図. D) に示された用語が、「奈良県保存管理計画（分冊2）」の本文に於いて具体的にどのように位置づけられ、どのような関係性の元で、

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）

と規定されている文化的景観を形成しているのかという事が、図. E) によって示されているとともに、「奈良県保存管理計画（分冊2）」の本文23、24ページに示された様に、「大峯奥駈道」についても自然的要素や人文的要素として「バッファゾーン」と称される区域の中に含まれている事が分かる。



## 参考（2-4）

このようにして、保存管理計画等の公式文書で使われている用語を通して「杉の巨樹群」が「バッファゾーン」に含まれているから「構成要素にあたらぬ」という県文化財課の回答については、誤った認識である事が証明できる。

尚且つ、この変換図にも示した様に、「杉の巨樹群」が「バッファゾーン」と考えられる **2. 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素**の区域ではなく、「プロパティゾーン」としての **1. 構成資産の諸要素**に連なる欄において、それも、玉置神社の境内に含まれている具体的な構成要素であり、その他の構成要素とともに文化的景観を形成しているという事が認識できる。

なお、以下に 図. A ) ~ 図. E ) の説明を示した。

### □ 各図の説明

#### 図. A ) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録基準対比表（作成）

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の各登録基準に相当する世界遺産の登録基準を対比したもので、この登録基準に適合した地域が世界遺産として登録される。

なお、ここに示した世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の各登録基準については、2003年に提出された「世界遺産一覧表記載推薦書」に記載されている登録基準を要約したもの。

#### 図. B ) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の資産名称と条約上の資産種別及び国内法上の指定状況（部分）

奈良県によって平成17年度に作成された『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊2）』（分冊2）の11ページ表4から一部を抜粋して編集・制作したもの。

#### 図. C ) 世界遺産の構成要素である史跡等とその周辺環境の構成要素（抜粋）

奈良県が作成した奈良県保存管理計画（分冊2）の13ページに記された「図2 世界遺産の構成要素である史跡等とその周辺環境の構成要素」の樹形図から、以下の図.Eにある本文の用語と同列に並べて比較しやすくする為に編集・制作したもの。

なお、同・「図2 世界遺産の構成要素である史跡等とその周辺環境の構成要素」の樹形図は、三県協議会によって制作された「保存管理計画」7ページの図2に記載されている樹形図を転載したもの。

#### 図. D ) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産及びその周辺環境の構成要素（抜粋）

奈良県が作成した奈良県保存管理計画（分冊2）の13ページに記された「図2 世界遺産の構成要素である史跡等とその周辺環境の構成要素」の樹形図の中に示されている奈良県内の構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素がまとめられた「表5 「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素」から、以下の図.Eにある本文の用語と同列に並べて比較しやすくする為に編集・制作したもの。

#### 図. E ) 奈良県保存管理計画（分冊2）・本文（抜粋）

上記 図.B ) の構成資産である史跡・大峯奥駈道に含まれている神代杉が、具体的な構成要素として、本文中にどのように記載されているかを表したものの一部を抜粋して作成。

神代杉が樹生している位置は緩衝地帯にあるが、本文中では玉置神社の境内として扱われている事が分かる。